

令和5年5月18日

市政記者クラブ 各位

総務局総合調整部総合調整室
担当：河村・林 972-2215

電動キックボードのシェアリングサービス 交通ルールの周知及び乗車機会拡大に向けた実証実験の実施について

本市としては、市域において最先端モビリティに触れられる機会が拡大することは、市民の多様な移動ニーズへ対応するものとして一層の公民連携の推進に資すると考えております。

令和5年7月1日からの改正道路交通法施行に伴い、「電動キックボード」が新しい区分である「特定小型原動機付自転車」へと分類され、走行形態等が大きく変わることを受け、電動キックボードの交通ルールの周知及び乗車機会拡大に向けた実証実験を実施することとなりましたので、ご案内いたします。

記

1 実施主体

株式会社 Luup

2 実施期間

令和5年5月30日（火）～6月30日（金）

※令和5年7月1日（土）より、「特定小型原動機付自転車」として本格展開

3 実施内容

電動キックボードのシェアリングサービス

※詳細は別添参考資料のとおり

【実証実験の内容に関する問合せ先】

株式会社 Luup 広報担当 松本

TEL：080-4833-1155

Mail：pr@luup.co.jp